Kumagaya City

第２次熊谷市総合振興計画

基本構想



Index　目　次

基本構想

1　目的……22

2　目標年度……22

3　将来都市像……22

(1)将来都市像……22
(2)将来人口……23
(3)土地利用構想……24
ア 土地利用の現状と方向……24
イ 地域別拠点整備方針……25
ウ 土地利用別整備方針……26
(4)総合交通体系……27
ア 道路ネットワーク……27
イ 公共交通ネットワーク……28
■広域連携図……29
■将来都市像図(土地利用構想・都市構造)……30

4　施策の大綱……32

(1)リーディング・プロジェクト……32
(2)政策……32
政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち……32
政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち……32
政策3　人にやさしい思いやりのあるまち……32
政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち……32
政策5　人が集い活力ある産業が育つまち……32
政策6　快適で暮らしやすいまち……33
政策7　地域に根ざした教育・文化のまち……33
政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち……33

基本構想

1 目的

基本構想は、熊谷市の現状と特性を踏まえ、次世代へ引き継ぐ将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定めて、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

2 目標年度

基本構想は、平成30年度(2018年)を初年度とし、平成39年度(2027年)を目標年度とする10年間の計画とします。

3 将来都市像

(1)将来都市像

『子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～』

先人たちが守り、創り、育んできた本市の自然や歴史そして文化は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。

次世代を担う子どもたちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

全国的に人口が減少し、地域活力の衰退が危惧される中、子どもたちが未来に希望を持ちながら笑顔で暮らせるまちは、すべての世代にとっても安心して心豊かに暮らせるまちだと考えます。

そこで、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指します。

(2)将来人口

平成27年の国勢調査で、我が国の人口は初の減少に転じました。明治時代以降急激に増加してきた人口は、今後急激な減少に向かうと予測されています。

本市では、平成12年(2000年)をピークに人口が減少しており、住民基本台帳人口に基づく独自推計によると、本計画の最終年度である平成39年(2027年)には、184,000人まで減少するという推計結果となりました。

また、年齢別人口構成では、年少人口(0～14歳)の構成比は、平成29年(2017年)の12.0%から、10年後の平成39年(2027年)には10.2%へと減少し、同様に生産年齢人口(15～64歳)の構成比も、平成29年(2017年)の61.0%から、平成39年(2027年)には58.4%へと減少すると見込まれます。逆に高齢者人口(65歳以上)の構成比は、平成29年(2017年)の27.0%から、平成39年(2027年)には31.4%へと増加し、急激な少子高齢化が進行していくと予測されます。

なお、雇用促進、転入定住促進、出産・子育て支援、シティプロモーションなどの施策により、都市の魅力を高めることで、少子高齢化の抑制は可能と考えます。

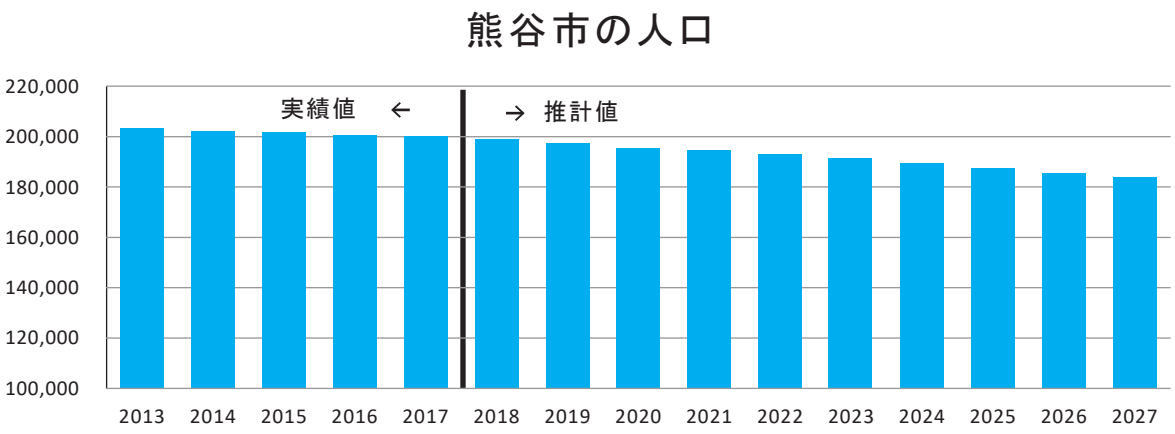

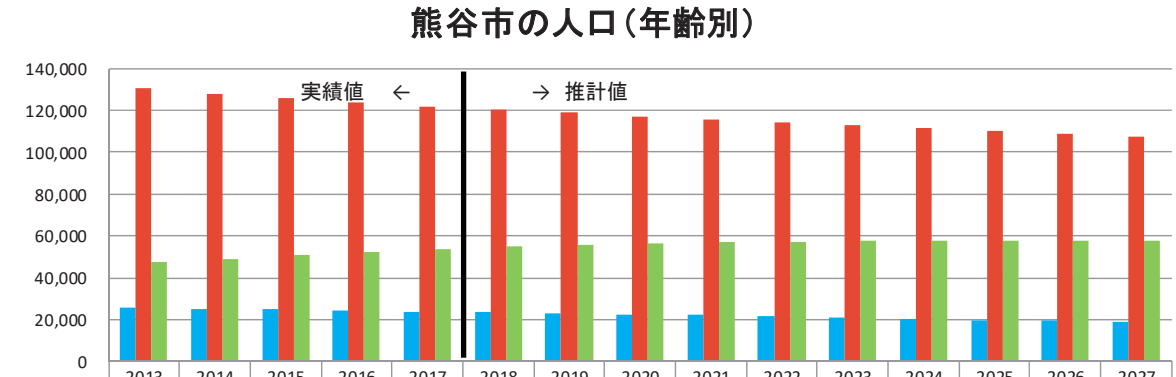

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
0～14歳	25,538	25,090	24,792	24,397	23,977	23,482	22,946	22,542	22,031	21,539	20,936	20,374	19,828	19,275	18,786
15～64歳	130,615	127,896	125,787	123,758	121,913	120,144	118,638	116,904	115,367	113,949	112,740	111,351	109,914	108,669	107,292
65歳以上	47,174	49,169	51,033	52,528	53,815	54,888	55,638	56,395	56,961	57,312	57,480	57,699	57,876	57,793	57,714

(3) 土地利用構想

ア　土地利用の現状と方向

本市は、古くは中山道の宿場町として栄え、現在では、戦災復興土地区画整理事業によりよみがえった中心市街地に商業業務機能が集積するなど、地域ごとに都市的な土地利用がされた核となる「拠点」を有しているほか、利根川と荒川の二大河川をはじめ多数の河川が育んだ肥沃な農地、里山や自然林、丘陵地など豊かな自然にも恵まれています。

加えて、ラグビーワールドカップ2019の会場である熊谷ラグビー場を有する熊谷スポーツ文化公園など、公園・緑地をはじめ、スポーツ・文化施設も充実し、JR上越・北陸新幹線等の鉄道網が整備されているほか、高速道路網に囲まれている本市の立地を生かす広域道路の整備も進んでいます。

しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の時代を迎え、本市においても、これまで以上に地域経済の縮小、財政状況の悪化が危惧されていることから、市民サービスの維持や地域経済の活性化を促す、より適切な行財政運営が求められています。

そこで、リーディング・プロジェクトを念頭に、既存の施設やインフラの適切な維持管理、更新、高度化、集積を図りながら、出産・子育て支援、雇用促進、転入・定住促進に力を入れ、将来世代に向けた魅力あるまちづくりに努めます。

今後においては、長期的視点に立った都市機能の集積や適切な居住誘導を図るとともに、本市の都市拠点である熊谷駅周辺と各地域を道路網や公共交通網でネットワーク化する、「多核連携型コンパクト&ネットワークシティ」の形成を目指します。

また、鉄道網や道路網が充実した本市の広域ネットワークの優位性を生かし、国内主要都市との対流(※)が起こる都市を目指します。

これらを踏まえ、基本構想に基づく新たな都市的土地利用を計画的に推進するとともに、これまでに形成された本市の都市基盤を生かし、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの五つのエリアに区分して、地域の特色を生かした整備を目指します。

※「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携することで生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動きで、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出するものです。(「第二次国土形成計画(全国計画)概要」(平成27年8月)から転載、一部修正)

イ　地域別拠点整備方針

〈中央エリア〉

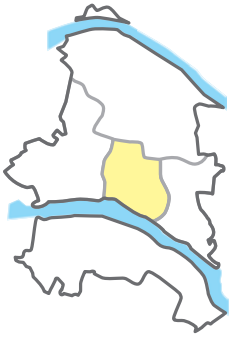

JR上越・北陸新幹線やJR高崎線、秩父鉄道が結節する熊谷駅と、既に集積している都市機能を生かした土地の利活用を図ります。

中心市街地を取り巻く環境は、周辺市町への郊外型大型店舗の立地などにより、商業機能の活性化については依然として厳しい状況にありますが、交通の利便性が高く都市機能が集積しているという利点を生かした、すべての世代のニーズに応える拠点として、重要性が増しています。

そこで、中心市街地においては、既存のインフラを生かした都市機能の集積や、高度化による更なる充実を図るとともに、商業機能の活性化、緩やかなまちなかへの居住を進め、市域における拠点性や広域圏における求心力を高めていきます。

〈東部エリア〉



道路網や秩父鉄道「ソシオ流通センター駅」の開業による良好な交通アクセスを生かした土地利用を図ります。

ソシオ流通センター駅周辺においては、産業拠点整備や防災機能の拡充を、熊谷バイパス及び国道125号バイパス周辺では、農業基盤の整備に併せて産業の振興を図ります。

また、熊谷スポーツ文化公園は、日本屈指のスポーツ施設や防災機能を有していることから、その周辺においては、市民の健康増進と文化的活動及び災害時における支援活動を支える拠点としての機能向上を図るとともに、ラグビーワールドカップ2019開催を契機にその集客力をまちづくりに生かします。

〈西部エリア〉



JR高崎線の主要な始発駅である籠原駅の利便性と、土地区画整理事業や道路整備の進捗により形成された良好な都市環境を生かし、商業・サービス産業や生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

熊谷貨物ターミナル駅周辺においては、自動車輸送と鉄道輸送の結節点を有することから、周辺環境に配慮しながら、物流をはじめとした産業系施設の集積を推進するなど、新たな産業拠点の形成を図ります。

〈南部エリア〉

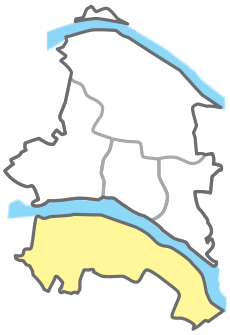

里山等の豊かな自然と、ため池灌漑（かんがい）による水稲栽培など地域の歴史や文化を生かしながら、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

立正大学及び埼玉県農業大学校の周辺においては、教育研究機関が立地していることから、既存施設が連携し、その機能が最大限生かされるよう、既存の幹線道路や（仮称）東西幹線道路などによる道路網を生かし、環境に調和した土地利用の促進を図ります。

〈北部エリア〉



豊かな水辺空間が広がる利根川河川敷やグライダー滑空場といった特色のある地域資源と、地域の歴史や文化を生かすとともに、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

聖天山周辺においては、国宝「歓喜院聖天堂」等の歴史的な建造物があり、門前町としての歴史を生かし、景観に配慮したまちづくりを進めます。

ウ　土地利用別整備方針

〈住居系土地利用〉

豊かな自然環境を有し、スポーツ・文化施設も充実しているなどの本市の特長を生かし、健全で犯罪の発生を抑制するまちづくりや暑さ対策の取組を進めることで、出産・子育てがしやすく、誰もが安心して暮らすことができる良好な住環境の形成を図ります。

市街化調整区域内の既存集落については、「田園地区まちづくり条例」等の適切な運用により、集落コミュニティの形成・集約を図ります。

〈商業系土地利用〉

良好な都市景観の形成や魅力ある商業空間を創出します。

中心市街地については、都市機能の集積や更新を進めながら、利便性の高いにぎわい空間を形成します。

〈工業系土地利用〉

工業生産活動・流通業務機能を高め、経済の活性化と就労機会の拡充を図るため、新たな産業用地の創出や既存産業団地の拡張を推進します。

既存の産業団地においては、その団地が持つ機能の更新を支援します。

〈農業系土地利用〉

農業生産基盤の整備や6次産業化等による高度利用を進めます。

農業は、食料の供給機能だけでなく、水田等の持つ遊水機能や気温の緩和効果といった多面的機能を持っているので、これらの機能が十分発揮できるよう、地域による適切な維持管理を支援します。

また、南部エリアの原風景でもある里山やため池灌漑(かんがい)を、地域の貴重な財産と捉え、適切な保全に努めます。

市街化区域内の農地については、生産緑地制度による適切な保全に努めます。

〈自然系土地利用〉

森林や河川等の自然環境については、自然が本来持つ機能や、地球温暖化対策の観点からも保全に努めます。

丘陵や河川等については、大地震や水害等の自然災害に対する適切かつ十分な対策を行うとともに、公園や緑地は、避難所としての機能も持ち合わせることから適切な保全を図ります。

(4)総合交通体系

ア　道路ネットワーク

本市を取り囲む、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び北関東自動車道の各インターチェンジへのネットワークや県南地域とつなぐ上尾道路など、広域的なアクセスを高め活力ある地域経済を支える広域連携道路の整備を促進します。

各拠点の立地性や機能性を高めるとともに、移動性の向上を図ることで快適で安全な暮らしを支えるため、拠点間連携道路の整備を促進します。

生活道路については、誰もが安心・安全に利用できることを念頭に維持管理、整備を行います。

自転車利用には環境負荷の低減、健康増進等の効果があることから、自転車通行環境の整備・改善を進め、ネットワーク化を図ります。

なお、道路整備にあたっては、施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意しながら、災害時における防災空間としての機能を高めるとともに、暑さ対策、まちなみ景観、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行います。

〈広域連携道路〉

市域内から高速道路までを短時間で結ぶ道路網の整備に向けて、関係機関との協議に取り組みます。

〈拠点間連携道路〉

拠点間を有機的に結びつける拠点間連携道路について、計画的な整備を促進します。

〈生活道路〉

安心・安全な道路環境を目指して、人優先の視点で維持管理、整備を行います。特に、通学路を中心に安全対策を進めます。

中心市街地内の生活道路については、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮しながら維持管理、整備を行います。

〈自転車ネットワーク〉

サイクリングロードを有する荒川、利根川を軸に、既設道路及び計画道路等を利用して、周辺市町やスポーツ・文化・健康拠点等との自転車通行空間の整備によるネットワークを構築します。

イ　公共交通ネットワーク

主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅や始発駅である籠原駅の拠点性を高めるとともに、公共交通網の強化や利用しやすい環境整備を行います。これにより、公共施設利用者や交通弱者等、市民の交通手段を確保します。

また、市民の生活やスポーツ・文化活動を支えるとともに、来訪者の観光・スポーツツーリズム等における利便性を向上させるため、公共交通の充実を図ります。

さらに、駅構内や周辺のバリアフリー化、ノンステップバスの導入を推進し、便利で人にやさしい交通環境を整備します。

■広域連携図

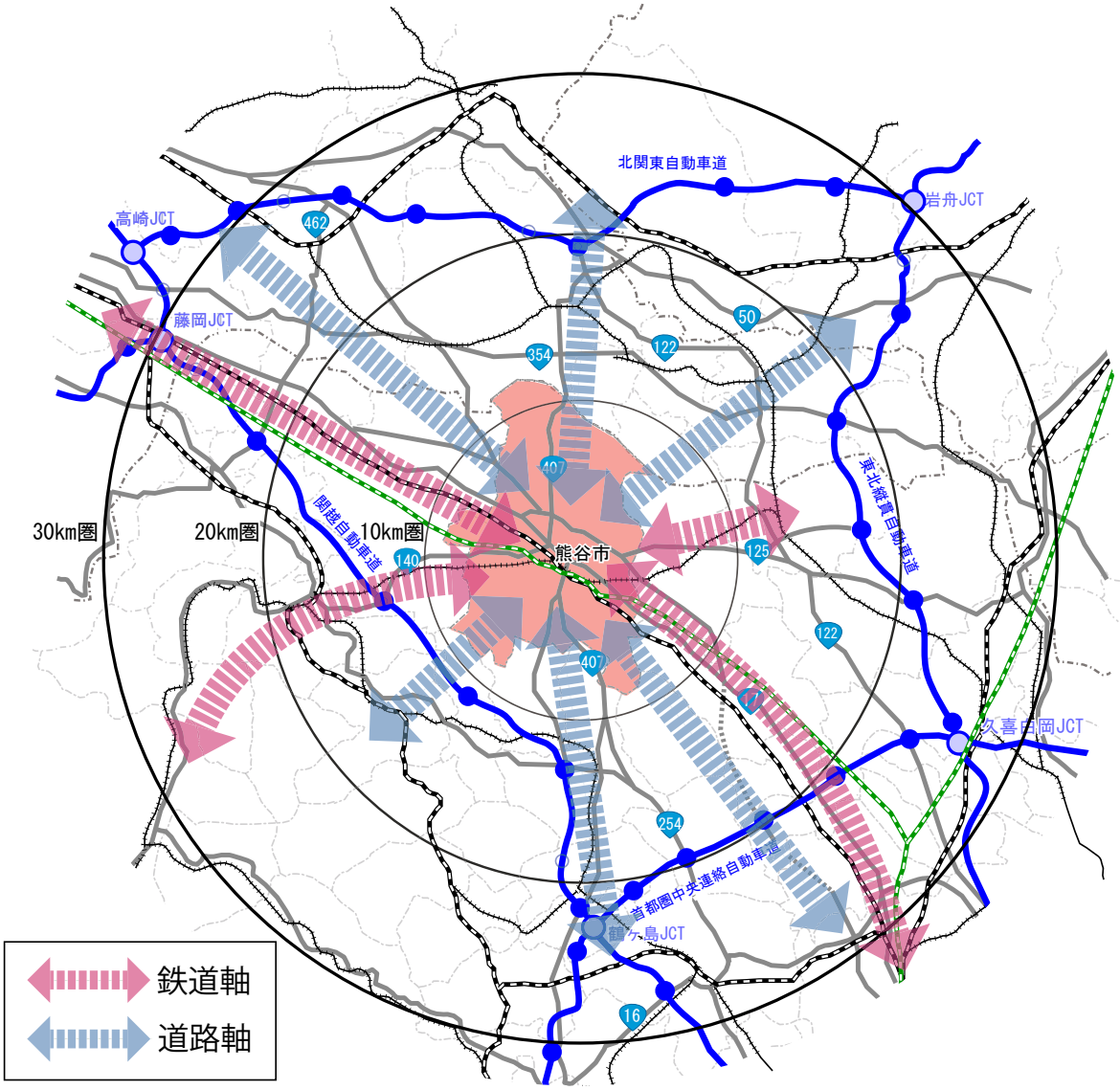
北関東自動車道
高崎JCT
岩舟JCT
462
藤岡JCT
50
354
122
407
東北縦貫自動車道
30km圏
20km圏
10km圏
熊谷市
関越自動車道
140
125
122
407
久喜白岡JCT
254
首都圏中央連絡自動車道
16
鶴ヶ島JCT
鉄道軸
道路軸

■将来都市像図(土地利用構想・都市構造)

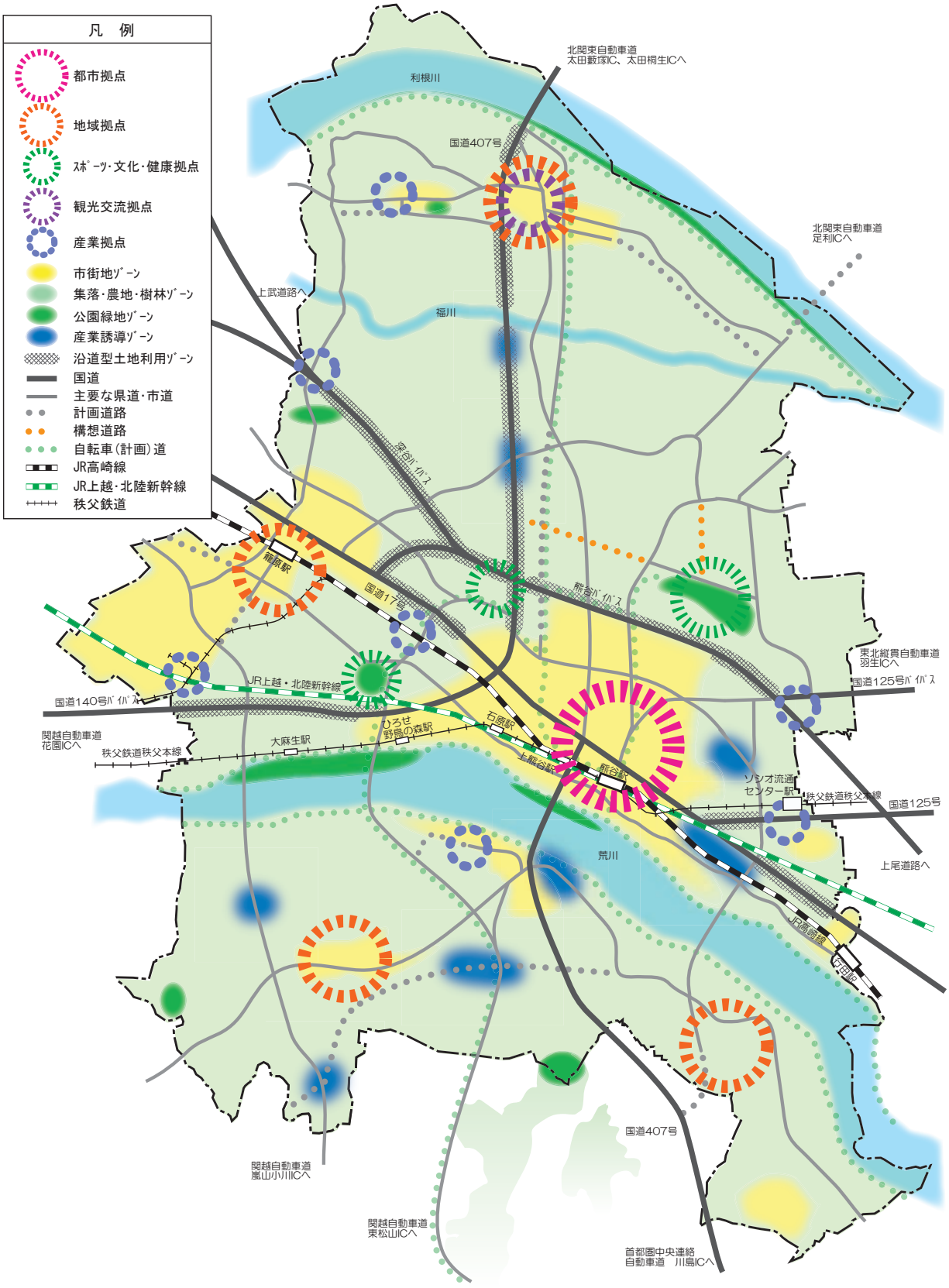

■拠点、ゾーンの構成

都　市　拠　点	商業・金融・オフィス・行政機能が既に集積しており、また公共交通の利便性が高いという特長を生かし、市域における各拠点との連携や広域圏における連携の中心を担う拠点です。
地　域　拠　点	生活文化施設や公共交通を生かし、生活機能や居住について、各地域の機能や規模に応じて、緩やかな集積や誘導を図る拠点です。
スポーツ・文化・健康拠点	様々な施設が集積しており、市民のスポーツ・文化活動の支援に加えて、スポーツツーリズムの推進により交流人口の拡大を図る拠点です。
観光交流拠点	国宝など歴史的な建造物を有することから、これらの歴史的な資産を生かした景観まちづくりを推進し、交流人口の拡大を図る拠点です。
産　業　拠　点	各種開発事業などによる面的な整備手法をはじめとし、計画的に産業集積を目指す拠点です。
市街地ゾーン	既に市街地を形成しているゾーンです。
集落・農地・樹林ゾーン	農村集落や農地、自然林を中心とした土地利用をしているゾーンです。
公園緑地ゾーン	市民生活にうるおいとやすらぎを提供するために、積極的に保全及び活用を図るゾーンです。
産業誘導ゾーン	個別の開発行為を中心に、比較的短い期間で産業の誘致を図るゾーンです。
沿道型土地利用ゾーン	エリア全体で産業誘導を図るものではなく、営農環境等、周辺への影響に配慮しつつ、幹線道路沿いという立地環境を生かし、個別開発による流通業務施設等の誘致や事業所跡地等の土地利用転換による有効活用を図るゾーンです。

4 施策の大綱

(1)リーディング・プロジェクト

将来都市像実現のために重点的・先導的に実施する主要な取組であり、以下にある8つの政策を横断するプロジェクトです。

(2)政策

政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

本市の地域資源の一つであるスポーツ振興への取組及び施設を生かし、スポーツツーリズムをはじめとしたスポーツと観光によるまちづくりを推進することで、観光客等の交流人口の増加、商業の活性化を目指します。

また、市民だれもが生涯にわたって様々なスポーツを実践、応援できるようソフト・ハードの両面で支援します。

政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

災害や犯罪から市民生活を守るため、防災・防犯体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、安全・安心に暮らせるまちをつくります。

また、歩行者の安全、交通事故防止に向けた交通安全対策を推進するほか、拡大する消費者被害の防止に努めます。

さらに、市民が健康に暮らせるように、健康づくりを推進・支援するほか、埼玉県、周辺市町及び医療機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくります。

政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

本市には、荒川と利根川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。これらの自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、ごみの発生抑制と再資源化及び資源の再利用を促進します。

また、地球温暖化対策の推進により、環境への負荷を軽減させ、環境にやさしく自然が豊かなまちをつくります。

政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

本市は、農業、商業、工業、それぞれの分野で県内トップクラスに位置しており、バランスの取れた産業都市です。引き続き、本市の経済を支える各分野の活力向上に向け

た支援策を推進します。

また、市内企業の支援、創業支援、企業の誘致、雇用環境・就労環境の整備を推進するとともに、産学連携の促進により、人が集い活力ある産業が育つまちをつくります。

政策6　快適で暮らしやすいまち

道路、公園、上下水道など県北最大の都市にふさわしい都市基盤の整備とその利便性を向上させるための公共交通網の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、景観に配慮した快適で暮らしやすいまちをつくります。

政策7　地域に根ざした教育・文化のまち

確かな学力を身に付け、たくましく心豊かな子どもを育てるために、教育施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組みます。

また、市民生活に潤いをもたらす文化芸術活動の振興、郷土の歴史を認識し、郷土愛を醸成する伝統文化の保存・活用を図ります。

政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

多様化・高度化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためには、市民と行政の協働が不可欠です。市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、主体的にまちづくりに参加し、満足度の高いまちをつくります。

同時に、そのような地域社会の基盤ともなる人権尊重や非核平和を推進するとともに、時代の変化に対応した行政運営を推進し、市民サービスの充実に努めます。